

さいたま市公共建築工事見積徴取事務処理要領

新旧対照表

令和6年4月改定

新	旧	備考
<p>さいたま市公共建築工事 見積徴取事務処理要領</p> <p>令和6年4月</p>	<p>さいたま市公共建築工事 見積徴取事務処理要領</p> <p>令和4年4月</p>	<p>改定年月の変更</p>
<p>令和4年4月 改定</p> <p><u>令和6年4月 改定</u></p>	<p>令和4年4月 改定</p>	<p>改定年月の追加</p>
<p>第2章 見積書</p> <p>(3) 見積の依頼及び徴取</p> <p>イ 見積内容は見積条件に基づく内容とし、見積依頼は同一の見積条件で対応可能な製造業者または工事業者とし、原則として3者以上<u>での比較ができるように</u>徴取する。</p>	<p>第2章 見積書</p> <p>(3) 見積の依頼及び徴取</p> <p>イ 見積内容は見積条件に基づく内容とし、見積依頼は同一の見積条件で対応可能な製造業者または工事業者とし、<u>出来るだけ多くの依頼先に行い、</u>原則として3者以上<u>から</u>徴取する。<u>ただし、見積依頼先の社数について「さいたま市公共建築工事積算基準」により別に規定されている場合は同基準による。</u></p>	<p>3者からの徴取を3者からの比較に修正。</p>
<p><u>(削 除)</u></p> <p>ホ <u>製造業者・</u>専門工事業者に直接発注する場合は、共通費<u>を</u>見積対象とする。この場合、共通費は共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分し、「準備費(道路占有料等)」、「機械器具費(揚重機械器具等)」等の積み上げ項目は比率により算出した共通費とは別に提出するよう依頼する。</p>	<p><u>ホ 工事発注形態は「総合建設業者への発注」と「専門工事業者等への直接発注」の場合があり、見積りを依頼する際は、依頼する条件を明確にする。</u></p> <p><u>総合建設業者への発注の場合は、元請経費は別途とし下請け経費は見積対象とする。</u></p> <p><u>また、その他工事または特殊な専門工事を直接施工することができる工事業者に見積を依頼する際の見積構成は「直接工事費」及び「諸経費」に区分し、諸経費については「準備費(道路占有料等)」、「機械器具費(揚重機械器具等)」等の本体工事と重複する項目は諸経費とは別に提出するよう依頼する</u></p> <p>専門工事業者<u>等</u>に直接発注する場合は、共通費<u>も</u>見積対象とする。この場合、共通費は共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に区分し、「準備費(道路占有料等)」、「機械器具費(揚重機械器具等)」等の積み上げ項目は比率により算出した共通費とは別に提出するよう依頼する。</p>	<p>総合建設業者への発注項目の削除</p>

<p>(4) 見積の検討及び採用単価の決定</p> <p>イ 徴取した見積が見積条件と一致しない場合は、見積を徴取した業者に見積条件の錯誤の有無、他社との乖離の理由などを確認する。</p> <p>見積の内容が適正であることが確認できない場合、その見積は比較対象外とする。</p> <p>また、徴取した見積書の真正性を担保するため、必要に応じて見積作成者等に見積書の内容について確認をする。</p>	<p>(4) 見積の検討及び採用単価の決定</p> <p>イ 徴取した見積に異常値と思われる値がある場合は、見積を徴取した業者に見積条件の錯誤の有無、他社との乖離の理由などを確認する。</p> <p>見積の内容が適正であることが確認できた場合は、その見積は異常値として扱わない。</p> <p>また、徴取した見積書の真正性を担保するため、必要に応じて見積作成者等に見積書の内容について確認をする。</p>	<p>異常値記載の削除</p>
<p>ロ 徴取した見積と実勢価格に乖離があると思われる場合、または見積単価及び価格が定価や公表価格（社内単価表及び価格表等を含む）の場合は、見積を元に適正な調整をして得られた価格を実勢価格として想定し、採用単価とすることができる。</p> <p>ただし、調整を行う際は、施工規模・範囲や施工条件を考慮する。</p> <p style="text-align: center;"><u>(削 除)</u></p>	<p>ロ 徴取した見積と実勢価格に乖離があると思われる場合、または見積単価及び価格が定価や公表価格（社内単価表及び価格表等を含む）の場合は、見積を元に適正な調整をして得られた価格を実勢価格として想定し、採用単価とすることができる。</p> <p>ただし、調整を行う際は、施工規模・範囲や施工条件を考慮する。</p> <p style="text-align: center;"><u>なお、特殊な専門工事を直接施工することができる工事業者から徴取した見積りについては、原則として査定は行わない。</u></p>	<p>特殊な専門工事項目の削除</p>
<p>ハ 採用単価を決定する際は、見積の内容が見積依頼条件に対応していることを確認したうえで、単一業者により施工される範囲ごとに「見積比較表」を作成し、合計金額の最低値を参考に決定する。</p>	<p>ハ 採用単価を決定する際は、見積の内容が見積依頼条件に対応していることを確認したうえで、単一業者により施工される範囲ごとに「見積比較表」を作成し、<u>異常値を排除したうえで</u>、合計金額の最低値を参考に決定する。</p>	<p>異常値記載の削除</p>